

矢祭町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

【手続きフロー】

	提出書類等	流れ	添付図書等（○）、注意事項（●）
1	設置事業事前協議書（様式第 6 号）の提出	事業者→町	○施行規則第 4 条各号に掲げる図書 ●あらかじめ町長に協議しなければならない。 ●出力 10 k W以上の産業用の太陽光発電設備が対象 ●禁止区域では設置事業を行うことはできない。 ●抑制区域は特別の配慮を求める区域として指定。
2	事前協議（指導・助言）通知書（様式第 7 号）の通知	町→事業者	●必要な指導及び助言をすることができる。
3	事前協議取下書（様式第 8 号）の提出	事業者→町	●事前協議（指導・助言）通知書の内容に <u>適合する見込みがない</u> と判断したとき。
4	事前協議（指導・助言）通知事項回答書（様式第 9 号）の提出	事業者→町	●事前協議（指導・助言）通知書の内容に <u>適合した</u> とき。
5	事前協議終了通知書（様式第 10 号）の通知	町→事業者	●事前協議が終了したとき。 ●事業許可申請書を提出する際に写しを添付。
6	事前協議内容変更届（様式第 11 号）の提出	事業者→町	○当該変更の内容が確認できる図書 ●設置事業事前協議書の内容を変更しようとするとき、 <u>速やかに</u> 届け出なければならない。
7	事業計画の周知に係る標識（様式第 12 号）の設置	事業者	●事前協議が終了したとき、事業計画の周知を図るため、事業区域内の見やすい場所に設置しなければならない。 ●標識の大きさは、縦 90 c m以上、横 90 c m以上とする。
8	近隣住民等説明会の開催	事業者	●標識を設置したときは、 <u>速やかに</u> 近隣住民等に対し、事業計画についての説明会を開催しなければならない。 ●説明会等実施報告書（様式第 5 号）の作成。

9	事業計画に関する意見の申出	近隣住民等 →事業者	●事業計画の周知を受けた日から起算して <u>14 日以内</u> に、事業計画に対する意見を記載した書面を提出。
10	近隣住民等との協議	事業者	●申出書の提出があった日から起算して <u>14 日以内</u> に、申出者に対し、当該申出書に対する見解書を提出。 ●見解書を提出するときは、申出書に対しその内容をよく説明し、その理解を十分に得るものとする。
11	協議状況届（様式第 13 号）の提出	事業者→町	○見解書の写し ●協議が終了した日から起算して <u>7 日以内</u> に届出。
12	事業許可申請書（様式第 1 号）の提出	事業者→町	○事業計画書（様式第 2 号） ○施行規則第 4 条各号に掲げる図書 ○事前協議終了通知書の写し ●設置許可を受けようとするときは、町長に申請しなければならない。 ●条例第 13 条に規定する設置許可の基準等に基づき審査。
13	許可通知書（様式第 20 号）	町→事業者	●自然環境等への被害の発生の防止のために必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができる。
14	不許可通知書（様式第 21 号）	町→事業者	●許可をしないとき。
15	設置許可に係る標識（様式第 14 号）の掲示	事業者	●許可事業を実施している間、当該許可事業区域内の近隣住民等が見やすい場所に、掲示しなければならない。
16	関係書類の閲覧	事業者	●許可事業を実施している間、この条例の規定により町長に提出した書類の写しを、近隣住民等の求めに応じ、閲覧させなければならない。 ●あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。
17	設置事業着手届（様式第 15 号）の提出	事業者→町	●あらかじめ、町長に届け出なければならない。
18	設置事業完了（廃止）届（様式第 16 号）の提出	事業者→町	●完了した日から起算して <u>14 日以内</u> に、町長に届け出なければならない。 ●許可事業を廃止したときも同様。

19	適合通知書（様式第 17 号）の通知	町→事業者	●<u>速やかに</u>、設置許可の内容に適合しているかどうかについて検査。 ●検査の結果、設置許可の内容に適合しないと認めるときは、許可事業者に対し、その内容に適合するために必要な措置を講ずることを勧告。
		事業者	●許可事業者は、通知を受けた後でなければ、発電事業を開始してはならない。
20	事業計画変更許可申請書（様式第 18 号）の提出	事業者→町	○変更の内容が分かる図書
21	事業計画変更届（様式第 19 号）の提出	事業者→町	○軽微な変更が分かる書類 ●変更したときから <u>14 日以内</u>に提出。
22	設置許可（変更許可）取消通知書（様式第 22 号）の通知	町→事業者	●条例第 19 条の規定に該当するとき。
23	太陽光発電設備等の適正管理	事業者	●太陽光発電設備により発電事業を行っている者は、当該発電事業を実施している間、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずることのないよう当該事業区域及び使用する太陽光発電設備を適正に管理しなければならない。
		町→事業者	●自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認められるときは、当該事業者に対し、その防止のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。
24	事業継承届（様式第 23 号）の提出	事業者→町	○関係書類 ●相続、売買、合併又は分割によりその地位を継承した者は、継承した日から起算して <u>14 日以内</u>に届け出なければならない。
25	報告	町→事業者	●必要な限度において、発電事業者、設置事業者又は工事施行者に対し、報告を求めることができる。
26	立入検査の実施	町→事業者	●発電事業者、設置事業者又は工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、発電事業若しくは設置事業の状

			況若しくは施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。 ●身分を証する書類（様式第 24 号）を携帯し、関係人の求めに応じ、これを提示しなければならない。 ●立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
27	勧告	町→事業者	●事業計画に従って設置事業を施行していないと認めるとき。 ●事業計画について町長の許可を受けずに、又は変更許可を受けずに設置事業を行ったとき。 ●許可通知書に付した条件に違反していると認めるとき。 ●設置事業完了（廃止）届の検査の結果、設置許可の内容に適合しないと認めるとき。
28	命令	町→事業者	●正当な理由なく勧告に従わないとき。
29	公表	町	●設置許可若しくは変更許可を取り消したとき ●太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他必要な措置を講ずるよう命令をしたとき ●届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるとき